

(陳受29第7号)

東町の市有地・民有地等に保育園設置を求めることに関する陳情

受理年月日

平成29年2月16日

陳情者

陳情の要旨

昨年、マスコミを挙げて争点になった東町1丁目11番地における「ましゅまる保育園」については、東町近隣住民・地域住民の方々が、道路の危険性及び事業者の信頼性の問題から、事業者の再選定と交通の安全を要望しました。こうした背景から、事業者辞退の前に、「旧平井医院跡地市有地等」の活用の陳情は提出されたものと私たちは理解しています。

「ましゅまる保育園建設予定事業者」が辞退した後に、市は突然、南町3丁目市有地での保育園開設の決定をしました。また、ある報道機関は、「東町の保育園事業が撤退したので」との理由を付記して、南町3丁目市有地での保育園開設の報道をいたしました。

ところが、11月の文教委員会で、南町3丁目の「旧日銀社宅跡地」については、「もともと保育園建てかえ用地として購入していた」ことや、「当該地での保育園事業化は、既に平成27年度中に決定していた」との答弁があったと聞き、陳情者もあつけにとられたと伺いました。

以上のことから、「ましゅまる保育園建設予定事業者」撤退とは関係なく、南町3丁目市有地が保育園事業化されることは既に市では決定していたのであり、あたかも東町住民の保育園建設異議申し立てが、結果として南町3丁目に保育園建設を誘導したような「地域分断の要素」をつくり出しているのはむしろ武蔵野市ではないかとの声も聞こえています。

いずれにしても、東町で孫育てをしている祖父母としては、東町には東町の子どもたちの保育園が必要だと感じています。南町だけでなく、東町にも保育園設置を至急検討してほしいことを求めて陳情いたします。

記

「旧平井医院跡地市有地」はもとより、「東町1丁目 そよ風緑地」(東町1-23)、「本宿東公園」(東町4-8-13)等を活用し、東町エリアの待機児童対策として保育園設置を強く要望いたします。